

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第14条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用許可の変更については堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第14条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則】 (使用許可の変更)</p> <p>第14条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前7日までに堺市立歴史文化にぎわいプラザ使用許可変更申請書(様式第6号)に使用許可書又は利用券を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り使用許可の変更を承認するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により使用許可の変更を承認したときは、変更前の使用許可書又は利用券と引換えに、使用許可書又は利用券を使用者に再交付するものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	